

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

萱場 真仁

はじめに

一 山林資源の枯渇と藩の対応

- (一) 近世後期弘前藩における山林の荒廢
 - (二) 曲げ物へのヒバ材使用差し止め
- 二 安政二年における藩の山方と檜物師・曲師たちの動向

- (一) 弘前城下の檜物師・曲師たちの主張
 - (二) 山方吟味役高田喜内による調査
 - (三) 城下のヒバ材をめぐる町方と山方
- 三 文久から慶応期における城下町弘前の動向
- (一) 城下における材木使用制限の拡大
 - (二) 山方と檜物師たちの間での決着

おわりに

はじめに

北奥地域に生育する代表的な樹種の一つにヒバが挙げられる。ヒバはアスナロとその変種であるヒノキアスナロ両者を指す^①が、本稿では北海道南部から本州北部に生育するヒノキアスナロをヒバと呼び統一する。

弘前藩にとってヒバが貴重な財源であったことはよく知られており、古くは浅野源吾氏^②や松木侃氏^③らによって指摘がなされてきた。また、弘前藩は「領主的林業地帯」に区分されてきたこと^④もあり、従来ヒバについての研究は、御用材の伐り出しとその流通過程に関するものを中心に行われてきた傾向がある。

このような研究動向のなか、弘前藩領のヒバについて重要な指摘をしているのは脇野博氏である。脇野氏は、一八世紀後半の弘前藩においてヒバをはじめとする山林資源がほとんど枯渇していたことを指摘した。それにも拘わらず、明治期に国家の財源として開発可能なほど青森県内において

ヒバが残っていた理由を、在来運材技術の限界の結果であると述べた。加えて、弘前藩領の豊富な山林資源が明治期に至るまで維持されてきたのは、藩による留山や植林などの諸政策によるものではないのではないかと疑問を示している。⁽⁵⁾

脇野氏が言うように、山林資源、特にヒバが弘前藩領において残っていた理由の一つには、運材技術の限界という面も勿論あっただろう。しかし、領内の山林資源が維持されてきた理由を正しく理解するには、領民による山林利用の実態と、それに対する藩の対応についても目を向ける必要があると考える。

なぜならば、領内の山林は藩領民も多様な形で利用してきており、藩は有用な山林資源が過度に伐採されないよう、近世期を通じて度々制限をかけていた事例も見られるからである。⁽⁶⁾

そこで本稿では、その一つの事例として、幕末期における藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たちの動向に注目してみたい。檜物師・曲師とはヒノキなどを使用して曲げ物を製作する職人のことで、弘前城下には元治元年（一八六四）八月の段階で、檜物師一八軒、檜物師通弟子一軒が存在した。⁽⁷⁾

曲げ物の製品には飯やおかずを携帯して歩くための容器である輪羽（ワッパ）や柄杓などがあり、⁽⁸⁾弘前藩領では植生分布上ヒバを使ってこれら曲げ物が製作された。⁽⁹⁾

幕末期になると、藩の山方は城下の檜物師・曲師たちが使用するヒバ材に使用制限をかけるようになる。これに対し、檜物師・曲師たちは何度もヒバ材の使用を求めて願い出を繰り返し、両者は対立するようになった。

本稿では、これら山方と城下の檜物師・曲師たちの対立から、当該期の山方と檜物師たちが領内の山林資源をどのように捉えていたのかについて

考察し、領民による山林利用実態と山方の対応を検討していくことを目的とする。

なお、本稿では主な史料として「山方御用留」（弘前市立弘前図書館所蔵）を使用する。従来の研究では、弘前藩の公式記録である『弘前藩庁日記』のうち、在方の記録である「御国日記」（同前所蔵）が多く使用されてきたが、「御国日記」は藩の各部署から集約された用状などがまとめられているため、政策の決定や事件に至るまでの経緯が省略されていることが多い。しかし、「山方御用留」にはそれら経緯に関係する領民たちの願い出・訴状なども収められているため、分析するうえで有用な史料と考える。

原則として、「山方御用留」からの出典の場合は「御用留」と略記して表記する。史料引用に際しては読点を打ち、旧字体は新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 山林資源の枯渇と藩の対応

（一）近世後期弘前藩における山林の荒廃

ここでは、次節以降の前提として、幕末の弘前藩において問題となった領内山林資源の枯渇について簡単に触れておきたい。

近世後期の弘前藩で山林の荒廃を引き起こす要因となったのは、度重なる凶作・飢饉の発生であった。特に天明飢饉の際には、藩は領民の救済のため、本来伐木が禁止されている留山⁽¹⁰⁾などから立木の伐採を許可する「御救山」制度を大々的に敷いたため、領内の山林は「惣山伐尽」⁽¹¹⁾とされるほど荒廃してしまう。

これを受け、藩は寛政期（二七八九〜一八〇二）に林政改革を実行し、領内山林の復興を目指すようになった。寛政三年五月には、これまで郡奉行・大目付の支配を受けていた山奉行が、山林行政の一切を管轄する役職として独立し、山方吟味役・山方締役などの諸役がその下についた。⁽¹²⁾以後、領内山林の取り締まりや樹木の伐採、植林の指揮・監督はこれら山方が一手に担うことになる。

しかし、天保四年（一八三三）、および同六年から九年にかけて発生した天保飢饉によって、領内の山林は再び荒廃の様相を呈すようになった。

このとき山方は、「御救山」の設定に際して、九種類の山林からの伐採と、スギ・ヒバ・カツラをはじめとする一二種類の樹種の伐採を禁じた。⁽¹³⁾

また藩士たちに対しては、城下近郊の山林からのみ立木の伐採を許可した。

ところが、領民たちはこれら規則を無視して、領内山林から木の伐採を繰り返した。さらに、藩士たちの中には指定された場所以外の山林へ人馬を引き連れ大勢で木を伐り出した者もあり、本来救済の対象となるべき百姓たちが利用できなかった例も見られた。⁽¹⁴⁾

これにより、領内の山林は「何れも極々伐末ニ而名目のミニ相成」⁽¹⁵⁾、「御国用御差支之義眼前ニ相成申」⁽¹⁶⁾ほどの荒廃を来してしまった。藩の山方では、これ以後伐採跡地へスギやマツなどの植林を実施する計画を立てたり、盗伐を監視するための山方番所を新設したりするなどの方策を打ち出していくこととなる。また、領内山林の復興が実現するまでは、他国へ出材するための杣取りや村々による過度な伐採も禁じるようになった。⁽¹⁷⁾

曲げ物へのヒバ材使用差し止めも、このような状況のなか山方が出した方策の一つであった。

次節では、嘉永七年（二八五四）に始まる山方によるヒバ材使用の差し止

めと、城下の檜物師・曲師たちの対応を具体的に追ってみたい。

（二） 曲げ物へのヒバ材使用差し止め

嘉永七年二月、領内山林資源の枯渇に対処するべく山方吟味役・締役から山奉行へ意見が上申された。⁽¹⁸⁾

山方吟味役・締役によれば、近年領内の山林、特にヒバの生育する山林は荒廃しており、材木、および枿・木舞の伐り出しに差し支えるようになったとしている。弘前藩で枿とは屋根の葺板、木舞は屋根の葺板を押さえるために用いられる藩用の小材を指す。⁽¹⁹⁾山方はそれら材木の伐り出しを請け負う山師や、実際に伐り出しを担う柚子たちを編成・統制することで御用材を生産してきていた。⁽²⁰⁾

しかし、それら材木を伐り出すにも困難なほど近年の山林の荒廃は酷く、山方吟味役・締役はこれに対処するべく、水囊⁽²¹⁾・柄杓・箸・串、および全ての曲げ物へのヒバ材使用を差し止めたいと山奉行へと意見を上申したのであった。なお、曲げ物の製作には今後スギ材を使用すること、そして箸・串については払い下げられた材木を使用しているため、これについては来年から使用を差し止めたい旨も付け加えられている。

山奉行へと上申されたこの意見は、二月二十七日に用人・家老など藩の上層部へと上げられ、三月五日には正式に城下へと触れ出された。⁽²²⁾

このヒバ材使用差し止めについて、五月に弘前の檜物師・曲師たちは町奉行を介して困窮している旨を訴え、従来通りヒバ材を使用して曲げ物を製作できるようにしてほしいと願いだした。

しかし、山奉行は領内のヒバが枯渇していること、および彼らが極めて

良質な木を選んだうえで伐採することを理由に、領内山林の取り締まりにも関わることもあるとして、ヒバ材の使用を許可しなかった。但し、三宝・丸盆などの木製品については桎目材を使用することがないため、これらについては許可するとした。⁽²⁴⁾

ヒバ曲げ物の製作にはヒバの桎目材が使用される。⁽²⁵⁾ 桎目材とは、年輪に直行するようにして伐り取られる材木で、木目の狂いが少なく、一本の樹から伐り取ることができ本数もわずかな良材である。⁽²⁶⁾ このことを踏まえると、山方にとって檜物師たちは、ヒバのなかでも特に良材を伐り出し、藩の用材生産に支障を来す存在と捉えられていたことが分かる。そのため、山林資源が枯渇しているなかで御用材を恒常的に生産し続けるには、彼らによるヒバ材使用を極力抑えさせる必要があったのである。

これに対し、同月には箸や串を製作する箸搔たちからヒバ材使用の願いが出されることになる。箸搔たちは、曲げ物と共に箸・串に対してもヒバ材使用が差し止められたことについて、自分たちが使用している材木は普請で使用するような「上材」ではなく、これまで沢や土場にたまたま並んでいた桶木や丸太を購入して使用してきたと反論した。そのため、他の家業とは異なり藩の支障を来すようなことはしていないと主張したのである。⁽²⁷⁾

箸搔たちの願い出は、町奉行を介して山奉行へと伝えられた。山奉行は、箸搔たちがこれまで「立根・痛木等」を用いており、良材を使用しているわけではないので、従来通りそれらを使用するの箸・串の生産を六月八日付で許可しようとした。⁽²⁸⁾ しかし、六月一五日にはこの件が「御演説之趣」を理由に沙汰止みになってしまい、結局箸搔たちに対してもヒバ材使用の許可は下りなかった。⁽²⁹⁾

「御演説之趣」が何を指すのかは明らかにできなかったが、天保飢饉を経た後の荒廃状況から山林を復興させようとしているなかにおいて、藩は山林に対して厳格な姿勢をとっていたのかもしれない。「立根・痛木等」ですら使用させないことからは、そのような藩の厳しい態度が見て取れる。それにも拘わらず、檜物師・曲師たちは同年の七月、十二月に入ってもなおヒバ材使用を求めて願い出を続けていた。弘前の檜物師・曲師たちがヒバ材の使用にこだわったのはなぜなのか。

次章では、そのことについて安政二年（一八五五）二月に出された彼らの訴えから考えてみたい。

二 安政二年における藩の山方と檜物師・曲師たちの動向

(一) 弘前城下の檜物師・曲師たちの主張

前章で述べた通り、藩の山方役人たちは領内山林資源の枯渇に伴い、曲げ物へのヒバ材使用を禁止始めるようになった。

こうしたなか、安政二年二月二三日に弘前の檜物師たちは家業の差し支えのため難渋している旨を訴え、町目付の調査を受けることとなる。この調査結果からは、弘前の檜物師たちがヒバ材にこだわる理由、および彼らを取り巻く当時の状況が窺える。やや長文であるが、以下にその調査結果の一部を示してみたい。⁽³⁰⁾

〔史料一〕

覚

弘前檜物師共昨年檜材御差留被仰付候儀ニ付、同家業之者共一同家業

方ニ差支難洪之旨申唱罷在候由相聞得申候間、右始末与得見聞仕候趣左ニ申上候、

(a) 町々檜物師家業之者式拾壹軒位御座候由ニ而、右之内居宅店出シ致居候者共左ニ、(中略)右之者共儀者輪羽・枇杓之類多取拵、檜材別而多相用得候由、(中略)然ニ昨年檜材御差留被仰付候処、何と茂家業差支難洪之旨、別而輪羽之儀者杉細工ニ而者在人共用得ニ相成不申由ニ而注文無之、勿論出来合杯之儀者買調不申由、右子細は夏分ニ至相用得候得者、飯あめ損し候故一切望人無之由、枇杓之儀も格別重く相成用得悪く相成、尤痛早く故壳捌不申由ニ而元来杉枇杓之儀者雇人忌嫌ひ候由ニ而兎角曲師共渡世方出来不申処今不得止事、昨年檜材六半ニ而千挺御払之儀願立候由、但六半与申儀者本寸角壹挺合六挺出候積之由、右寸角丈者四尺ニ而腹巾用四寸位、皮付表中八寸位ニ而右者御払御定法之由、右之通御拂被仰付候得者、惣檜物師共一統家業方ニも相成可申候由、

(b) 一 是迄之処檜生木之類山下村所之者土手町・和徳町辺曲師共江隠壳ニ參居候由ニも相聞得、昨年今格別厳敷相成、檜細工物御吟味ニ相成候由之処今曲師共ニも隠買無之由、尤右様之木品持參之者は、大抵嶋田村・三ツ目内村之者ニ有之候由、然処右両村之者共旧冬今黒石町々江檜材隠壳ニ參居候由ニ而、黒石町之内上町三石郷屋伝兵衛与申者并同上之坂ニ坂本屋嘉兵衛与申者檜物師家業之者式軒有之由ニ而、尤同所之儀者別ニ檜材御差留与申儀無之由ニ而弥増檜材自由ニ相用得罷有候由ニ而、昨年以來弘前表隠壳之生木買入不申処、黒石表江右両村之者共附賦り内々右曲師共江壳払候由、尤附賦り手段之儀者焚炭俵ニ取拵、葉柴蓋ニ致馬壹疋江四俵附致附賦り候由、

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

(c) 一 弘前表ニ而檜木輪羽御差留被仰付候処、昨年頃今秋田大館今別而曲物多入込、去秋頃今三ッ組五ッ組輪羽并山輪羽、其外曲物色々引越ニ相成、在々直壳致其外黒石表・鱒ヶ沢新田在広く壳歩行候由、

元来大館之儀者檜物師多有之由ニ而多分者同所給人之内諸工有之、其外町方家業之者茂相応多有之由之処今細工物過分出来、最近在并久保田表江多壳買致候由之処、右久保田檜物師共家業方ニ而渡世相成兼候舛ニ相成候由ニ而、右之段願立候而大館曲物細工一切久保田表御差留候由ニ相聞得、右等之処今無是非御国表江壳ニ參候由、猶亦御国入之儀も初発案内之者は碓ヶ関町檜物師当時丈吉与申者有之由、右之者大館檜物師之弟子ニ相成右師匠之娘貰受、此節夫婦ニ相成居無家業ニ而曲師相働居候旨ニ而弘前檜物師共今も差障之儀一兩年以前ニ願立候由之処、右丈吉儀如何様之儀ニ有之候哉、青森町檜物師三太郎与申者之弟子舛ニ取拵家業方御印札申請、此節專家業相働罷在候由ニ而右丈吉を大館曲師共ニ而頼合双方内通申合有之処今碓ヶ関江隠し持參候得共、丈吉儀乍覚別而故障無之由、

(d) 一 前書大館曲師共、此節生木檜材何れ之山所今伐取候哉、御境口ニ而木取致大館江持賦り自在ニ生木檜材相用得居候由、

(e) (中略) 一 町々箸搔共儀茂檜材御差留ニ而是迄与違、同所杉ニ而細工之上渡世致候様被仰付候由ニ御座候得共、是以杉細工箸串ニ而も多分折れ損し、別而杉細工箸串間合不申候由、尤此節箸搔共杉ニ而小皿箸串之類出来町々店方江持歩行候而も一切買請不申由、細工方之儀茂手馴ぬ故歟、早敢取不申兎角細工中折痛し難洪有之由、

(f) 一 前書之通相聞得候而者、弘前表檜曲師箸搔等ニ相限厳敷檜細工

御差留被仰付、黒石曲師共為差儀も無之、却而檜生木迄自由ニ相成、夫已而ならず秋田大館辺檜物師至而繁盛ニ茂相成可申、顧檜材生木杯迄も此形ニ而者十増倍大館江入木ニも相成可申弘前表厳敷御差留被仰付候得者、黒石者勿論之儀ニ而顧大館江破行候躰ニ而者曲物并箸申之類ニ至迄追々引越ニ茂相成可申ニ而却而御締合ニ茂相拘、且者不一通御国損ニも相成可申哉之旨専申唱ニ御座候由、

右之通相聞得申候間、此段申上候、以上、

二月廿三日

町目付

これによれば、弘前の檜物師たちが訴えていることは大きく三つに分けられる。

一つは、藩からヒバ材の代わりに使用するように命じられたスギ材に対する不服である。「史料一」(a)傍線部によれば、輪羽は夏に使用することが多く、スギ材では「飯あめ損し」してしまうため、領内で注文する者も購入する者もないとしている。また、スギで作られた柄杓は重く、傷みも早いため、元来雇人たちが嫌われていると檜物師たちは述べた。さらに「史料一」(e)によれば、箸や串はスギ材では折れやすく、箸搔たちが店へ持参しても買ってもらえないとしている。そして、スギ材の加工に慣れていないこともあって、製作中に折れてしまうことが多いとも訴えている。

ヒバはスギと比べて硬い性質を持っているが、切削、ロクロとも加工がしやすい。⁽³¹⁾「史料一」(e)傍線部で箸搔たちがスギ材では加工しづらいと述べているのは、このようなヒバの性質と、長年箸や串をヒバで製作し続けてきたことに起因するものと考えられる。

また、ヒバはヒノキチオールなどの成分を含んでいるため、スギと比べて水や白蟻に強く、耐久性や保存性に優れている特徴がある。⁽³²⁾このことを

踏まえると、「史料一」(a)傍線部に現れる「飯あめ損し」は、恐らくスギ材の曲げ物では、炊き上がった飯の水滴と夏場の湿気によって傷みが早いことを意味していると考えられる。勿論、檜物師たちはこれら材木に関して、初めから科学的な知識を有していたわけではなく、経験的にこれらの知見を得ていったのだと思われる。

このような点から、加工・製作の面から見ても、用途の面から見ても、曲げ物に最も適している材木は弘前の檜物師たちにとってヒバ材だったと言える。さらに、領内でスギの輪羽や箸を注文、購入する者がいないとしている点からは、城下においてヒバの曲げ物や箸などに一定の需要があったことも窺えよう。

弘前の檜物師たちが訴えていることの二つ目は、大館の檜物師・曲師たちが領内へ進出していることに対する懸念である。「史料一」(c)によれば、元来大館には多くの檜物師たちがおり、久保田城下へも販売しに行っていたが、久保田の檜物師たちからの訴えによって同地での販売ができなくなってしまった。その結果、大館の檜物師たちはやむなく弘前藩領へ入り込むようになったという。

その際、最初の入国時に案内をした碓ヶ関町の檜物師丈吉という者は、その後大館の檜物師の弟子になり、その師匠の娘婿となった。しかしどういふわけか、この丈吉は自身を青森町の檜物師三太郎という人物の弟子であるかのようにとりなして、領内で檜物師としての家業を営んでいた。そして、大館の檜物師・曲師たちと内通して領内へ曲げ物を入れ込んでいたという。なお、「史料一」(d)には、大館の檜物師たちがヒバ材を弘前藩と秋田藩の境界で伐り出し、それらを大館へ持ち込んでいるとも記されている。

ここからは、この時期に秋田藩領大館の曲げ物生産も盛んになっていたことが分かる。安政四年に秋田藩領で作成された「御国産物角力之見立」によれば、大館地方の産物として「大館曲物」が挙げられているため、幕末期になると同地の曲げ物は地域の名産品として生産量が増加し、大館の檜物師たちは次第に生産に必要となる材木、および新たな販路を求めて弘前藩領内へと入り込んできていたのだろう。

なお、「史料二」(f)傍線部①・②を見てみると、大館の檜物師たちは次第に繁盛するようになり、このままでは今まで以上に大館へヒバ材が持ち込まれてしまい、藩の取り締まりにも関わって「御国損」になってしまふと弘前の檜物師たちは危惧している。

最後に弘前の檜物師たちが訴えていることは、弘前城下にだけヒバ材の使用を禁じていることに対する不満である。「史料二」(b)には、これまで檜物師たちが使用していた材木がどこから調達されたのかについて記されている。これによれば、檜物師たちが使うヒバ材は、これまで炭の販売を装って城下の土手町や和徳町へ「隠売」しに来ていた大鰐組嶋田村・同組三ツ目内村の者たちから入手してきたという。

ところが、弘前でヒバ細工に対する取り締まりが厳重になると、彼らはヒバ材を弘前城下へは売りに来なくなってしまった。代わりに、両村の者たちは石郷屋伝兵衛、坂本屋与兵衛ら、弘前藩の支藩がある黒石城下の檜物師たちへそれらを売り払うようになったと述べている。その理由は、「史料二」(f)傍線部①によれば、黒石城下ではヒバ材の使用が禁じられておらず、かえって自由に用いることができるようになってしまったためであった。

以上、町目付による調査結果をここまで見てきた。ここからは藩から使

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

用を命じられたスギ材では、曲げ物としての使い勝手が悪く売れなくなるほど、当時の弘前においてはヒバ曲げ物の需要があったことが分かる。また、弘前の檜物師・曲師たちにとって曲げ物に最も適している材木は、曲げ物としての性質から見ても、加工・製造の面から見てもヒバであった。

このような状況下において、ヒバ材の使用を差し止められてしまったことは、檜物師たちにとってまさに死活問題だった。ましてや、当時は大館の曲げ物が流入するなどの事態も発生しており、彼らにとってこの問題はより深刻なものになっていったと言えよう。それゆえ、彼らは幕末期を通じて何度もヒバ材の使用を藩に願ひ出るようになるのである。

檜物師たちの訴えは町目付をはじめとする町方の役人たちを通して山方のもとにも届き、山方吟味役の高田喜内は、彼らの訴えが本当かどうか確かめるべく、黒石、碓ヶ関町、大鰐組嶋田村・三ツ目内村への調査を翌月から開始した。

(二) 山方吟味役高田喜内による調査

高田喜内は始めに、藩の極印がないヒバ材を使用した曲げ物が黒石城下で作られているという情報を入手したため、山方警固代の工藤弥左衛門ら⁽³⁵⁾を同地へ派遣した。すると、田中屋藤吉や、前節「史料二」の訴えのなかにも登場した石郷屋伝兵衛、坂本屋嘉兵衛らをはじめとする黒石の檜物師たちの店先に、極印がないヒバ材を使用した「柄杓」、「壺升入わつは」、「菜わつは」が並んでいるのを発見した。「壺升入わつは」とは一升飯が入る「飯ワツパ」、「菜わつは」とはおかずを入れるための「サイワツパ」のことをそれぞれ指すと考えられる⁽³⁶⁾。

弥左衛門らが彼らにヒバ材をどこから調達したのか問いただしたところ、伝兵衛と嘉兵衛は、身元がよく分からないが、昨年秋に材木を持参してきた者から購入して曲げ物細工に使用したと答えた。また藤吉は、先月一日に平内の者がヒバの筒木(丸太)五丁を持参してきたので、その者から購入したと答えた。⁽³⁸⁾

また同時に、大館の檜物師・曲師たちと内通しているとされた碓ヶ関町の丈吉に対する調査が、碓ヶ関町名主の葛原伊惣助によって実施された。しかし丈吉は、昨年ヒバ材が差し止められてからはそれらを全く使用してきておらず、さらに他領から曲げ物を入れ込むことも禁じられているので、自他領どちらにおいてもヒバ曲げ物を売買することはしていないと述べた。⁽³⁹⁾

そして大鰐組嶋田村と三ツ目内村では、村の者たちが曲げ物に使用するヒバ材や秋田から入れ込んできた曲げ物を黒石で販売したという情報を入手したため、山方小使の福村由蔵⁽⁴⁰⁾、早瀬野脇道番人の山内万平・三上定太郎⁽⁴¹⁾らを派遣して調査にあたらせた。しかし両村の庄屋からの回答は、家ごとに細かく調べたがそのような者はいないというものであった。⁽⁴²⁾

これら調査結果は三月一七日に山奉行へと上申された。山奉行は、黒石でヒバ材使用が差し止められていないことが今回の調査で明らかとなったため、三月一七日付で黒石城下におけるヒバ材使用を禁じる触を出すようにと命じている。⁽⁴³⁾

しかし、結果として高田喜内による調査は、村々に派遣された福村由蔵らの言葉を借りれば、「色々精力を尽見聞仕候得とも、別ニ手懸之模様も無御座⁽⁴⁴⁾」というものであり、弘前の檜物師・曲師たちの訴えを裏付けるものとはならなかった。

碓ヶ関町の檜物師丈吉や嶋田・三ツ目内村の者たちの申し出が嘘や偽りのないものと判断することは難しいが、弘前の檜物師たちはこの調査結果に不満だったのか、これ以後は以前にも増してヒバ材使用を願い出るようになり、特に水囊・飯輪羽(食輪羽)・柄杓・箸の四品だけには許可してほしいと訴えるようになる。

しかし、藩の山方ではやはりヒバ材使用の許可を出そうとしなかった。以下に示す史料は、同年四月一日に弘前の檜物師たちの願い出に対して出された山奉行の回答である。⁽⁴⁵⁾

〔史料二〕

覚

曲師共檜曲物御差留被仰付候処、渡世方難渋之旨、其筋々委細申出候得共、檜之儀者近來諸山共悉伐末ニ而柁木舞杵入之山配難相成程ニ相成、勿論曲師共之儀者是迄段々申上候通極良木ニ無御座候得ハ難相成義ニ御座候故、大抵上山通檜伐荒之儀者曲師木ニ盗伐致候様相聞得候、且柄杓・飯輪鉢・水囊輪等杉ニ而出来候得者弱く候ニ付、注文等無之旨申出候得共、全左様ニも無之由、何連ニ仕候而も当時払底之檜、尚御締方ニ相拘御触出被仰付候義ニ付被仰付候様難申上候、扱又箸搔共之儀者前書檜御厭之処今申上候儀ニ御座候へ共、此分ハ丸太痛木等ニ而も用ひ方ニ相成候与申出候通無相違相聞得候間、是迄之通杉并檜両様ニ而相用ひ候様可被仰付候哉、此段申上候、以上、

四月十五日

山奉行

これによれば、まず山奉行は柁・木舞を伐り取る杵が入山するにあたっての「山配」も困難なほど近年の山林が荒廢の様相を呈していると当時の領内における山林の状況を指摘した。そのうえで、檜物師たちが加工する

ヒバ材は極めて良木でなければ生業が成り立たないため、上山通り(碓ヶ関から白神山地方に至るまでの山系)⁽⁴⁶⁾で発生したヒバの伐り荒らしも彼らによるものと考えていたようである。

また、スギで作られた柄杓や飯輪羽などは湿気に弱いため注文が来ないという檜物師・曲師たちに対しても、そのようなことは全くないとしたうえで、当時は領内のヒバが伐り尽くされており、その取り締まりにも関わることなので、彼らが申し出たように言い渡すことはできないとした。但し、箸搔たちは「痛木」などを使用しているようなので、従来通りスギ・ヒバの両方を使用して構わないのではないかと述べている。

この時点で、嘉永七年五月の箸搔たちからの願い出は許可されたと言える。しかし、曲げ物へ加工するために使用されるヒバ材の使用は、領内の山林資源枯渇と、檜物師たちが良木を使用することを理由に、依然として許可が下りなかった。

前章で述べた通り、枳・木舞は屋根葺用の小材である。また、「山配」とは、弘前藩では輪伐を実施するにあたっての山林の差配を指すと考えられる。⁽⁴⁷⁾山奉行によれば、近年領内における山林の荒廢が、それら小材の伐り出しを實行するにも困難なほどであると述べている。このような状況下においてもなお未だにヒバ材の使用を願い出る城下の檜物師たちは、山方の役人たちからすればますます山林資源枯渇を引き起こす要因として捉えられたのだろうか。

山方は引き続きヒバ材の使用に対する制限を檜物師たちにかけていった。しかし、弘前の檜物師・曲師たちも諦めることなく、これ以後何度もヒバ材使用の願い出を続けるようになるのである。

(三) 城下のヒバ材をめぐる町方と山方

檜物師たちからの願い出は高田喜内の調査の後も止まらず、六月になると再び水囊・飯輪羽・柄杓・箸の四品に対するヒバ材使用許可に関する願い出が出された。

弘前の檜物師たちはこのとき、ヒバの枳を伐り出した際に取り除いた幅四〜五寸ほどの部分を、四品を加工するための材木として一五〇〇丁ほど払い下げてほしいと願い出た。また、今回の願い出が許可されれば、檜物師たちの仲間内で申し合わせて取り締まりを行うようにするとも述べている。⁽⁴⁸⁾

なお、この願い出は町年寄を介して町奉行へと伝えられ、町奉行からは以下の通り添書が付された。⁽⁴⁹⁾

〔史料三〕

覚

檜物師并箸搔共檜材相用得不申候様被仰付候処、又々町年寄添書を以委細別紙之通申出候、尤曲物之儀者檜材ニ無之候而ハ永く用得方相成兼候処今兎角相捌不申、尤他入品之儀ハ檜細工に付在浦々ニ而多分他ノ品を相用得候処今檜曲師共難渋之上、猶又檜曲師ニ限り良材相用得候儀ニも有之間敷、殊ニ大工・桶屋・指物師ニ相比候得者年中之細工木些細之旨相聞得候、偕又箸串之類も杉仕立ニ而商売致候而も買入無之ハ眼前ニ奉存候、右等之儀ニ付無際限御扱ニ相成候儀も如何之儀与奉存候義ニ付、可成丈杉相用得候様私共ニ而嚴重可申与奉存候間、何連願之通被仰付度、則相添差上此段申上候、以上、

六月

町奉行

ここで町奉行は、まず曲げ物はヒバ材でなければ長く使用することができないため弘前では売れなくなってしまうことを述べ、加えて他領からヒバ曲げ物が大量に流入してきたことよって弘前の檜物師たちがますます困窮している状況を伝えている。さらに、檜物師・曲師ばかりが良材を使用しているわけではないことや、大工・桶屋・指物師に比べれば寧ろ檜物師たちが使用する材木は少ないこと、箸・串についてもスギで作られたものは売れないことを指摘した。加えて町奉行は、檜物師たちの願い出が「無制限御扱」になってしまふのもどうかと懸念しており、自分たちもできる限りスギを用いるようにと檜物師たちへ厳しく言うので、彼らの願い出をいざれ許可して欲しいと申し出ている。

しかし、山方の答えは変わらなかった。六月二五日、山奉行はこれまで度々申し上げている通り、檜物師・曲師たちは「別而良木計相用得」るので、申し出たようにはできないと今回も願い出を取り下げている。箸搔たちに対しても、四月に許可したとと変わらず、原則「痛木」であることを条件にスギ・ヒバ混交での使用を認めるに止まった。

安政二年における弘前城下の檜物師たちと山方の動向をここまで見てきた。城下の檜物師たちと山方との間では、領内の山林をめぐる考えは根本的に異なっており、それらが互いに共有できているとも言えない。

そもそも、檜物師たちの願い出は常に町目付や町奉行ら町方の役人たちを介して行われており、少なくとも彼らは山方の支配を直接受けてはいなかった。そのため檜物師たちと山方は、彼らを取り巻く現状や目指そうとする方針を互いに共有しにくく、このことが山林をめぐる双方の対立を生み出す要因になっていたと考える。

檜物師・曲師たちによる願い出は、安政二年の六月を最後に暫く見られ

なくなってしまう。一月になると、秋田藩領から曲げ物が領内へ流入しているばかりではなく、黒石へ未だにヒバ材差し止めの触が出されていないために、弘前の檜物師たちがスギ材で作った曲げ物が売れないとして、他領からの曲げ物の流入を差し止めたうえで、檜物師・曲師たちの渡世が成り立つようにしてほしいと町方から願い出が出されている⁵⁰。檜物師・曲師たちは、スギ材を使用するようという山方からの申し出を、この段階では不服ながら受け入れていたのかもしれない。山奉行はこの申し出を受け、秋田藩領からの曲げ物の持ち込み、および黒石へのヒバ材使用差し止めを一月一八日付で言い渡している⁵¹。

しかし、それから七年後の文久二年（一八六二）、山方は再びヒバ材をはじめとする材木の使用制限を弘前城下の檜物師たちにかけるようになる。

次章では、文久期以降の山方と城下町弘前の動向を追ってみよう。

三 文久から慶応期における城下町弘前の動向

(一) 城下における材木使用制限の拡大

弘前城下におけるヒバ材使用の動向について再び史料上確認できるのは、文久二年一月のことである。このとき、山林に対する取り締まりが再び弛緩しているとして、山方吟味役・締役が山奉行へ意見を上申している。以下に示す史料は、両役が山奉行へ宛てた伺書である⁵²。

〔史料四〕

覚

当時諸山段々伐末ニ相成、就中杉・檜等も格別御厭不被仰付候而者相成間敷与奉存候、随而嘉永年中御締向申上候曲師共相用得候一切之曲物入用木、其外箸申之類檜相用ひ候儀御差留被仰付候得共、近年又々相弛檜相用ひ候間、先年委細申上候通曲物之義者別而木性を撰立候義ニ付堅御差留不被仰付候而者盜杣之者も難計奉存候、猶又近年ニ至り菓子類之義者聊之分も箱入ニ相成、此節者桐并杉柁目相用ひ、其外附木屋共ニ而大鉢檜ニ而附木出来之者粗相聞得、当時柄実ニ無益之弊ニ御座候、此姿ニ而者逆茂諸木取続不申御締合難相立奉存候間、前書申上候通一切之曲物其外箸申檜相用ひ候義并菓子箱共以来堅御差留被仰付度とも此段奉伺候、以上、

十一月

山方吟味役

締役

山方吟味役・締役は、領内の山林が伐り尽くされている当時の状況下において、特にスギ・ヒバの二種については大事にしなければならないと述べている。そのため、嘉永期に曲げ物・箸・串に対する一切のヒバ材使用を差し止めてきたが、近年取り締まりが弛緩しており、嚴重に差し止めを言い渡さなければ今後盗伐する者たちが出てきてしまうと続いている。しかも、この頃は少量の菓子類であってもキリヤスギの柁目材を用いた箱に入れたり、附木⁵³にヒバ材を用いたりしていることを聞いたとしており、両役はこれら事態が「実ニ無益之弊」であると言いつつ切っている。そして、このままでは「諸木取続」、つまり有用な山林資源の持続的な利用が叶わず、取り締まりにも関わることであるので、一切の曲げ物・箸・串へのヒバ材使用、および菓子箱の使用を禁止してほしいと伺いを立てたのであった。

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

山奉行はこれを受け、近年諸山が「山配」も行き届かないほどになっているなかで、取り締まりが弛緩しているのは遺憾であるとした。そして、再度嚴重に取り締まりを実施するべく、同月一八日に藩の上層部へとこの旨を上申している。⁵⁴

しかし、このときの取り締まりも思うような効果が得られなかったようである。「町年寄竝名主御用留抄録」⁵⁵によれば、「先年被仰付」た差し止めの触が慶応三年（一八六七）に再び弛緩したことを受け、同年八月二五日に今後菓子類は袋に入れて販売するようにという旨が城下の菓子屋たちへと伝えられている。⁵⁶そして、一二月には再び山方吟味役・締役によって城下の曲げ物や菓子箱に関する評議がなされることとなる。⁵⁷

〔史料五〕

御郡中諸山伐末之御場合ニ付、同山館山・仕立抱山・見継山共盛山ニ可相成、仕法詮義可仕旨御談に付私共評儀之表左ニ申上候、

一 檜・杉者格外御厭不仰付候而者難相成候ニ付、嘉永年中御締向委細申上、曲師共入用一切之曲木檜伐相用得候義、堅御差留被仰付候得共、近来相馴檜相用得申候、然ニ曲物入用木品々義、別而木生撰立良材計相用得候義ニ付、堅御差留不被仰付候而者自然盜杣之者茂難計儀与奉存候、扱又菓子箱箱入ニ而売買之義も先年御差留被仰付候處、是又相馴聊之分茂桐并杉柁目等ニ而出来候箱完買致罷有候、然者先年嚴重被仰付候も相反不埒之致方ニ御座候而当時柄甚無益之弊ニ御座候、此姿ニ御座候而者逆茂追々諸木相続不申、且御締合ニも相拘候間、前書申上候通一切之曲物檜不相用不残杉ニ而出来候様被仰付候様、菓子箱之義ハ御用之外無他御差留被仰付候之様、右之趣早速御沙汰被仰付度、此段申上候、以上、

十二月

山方吟味役

締役

ここからも、領内山林に対して山方が目指していた方針が、「追々諸木相続」、つまり有用な山林資源の持続的利用にあったことが分かる。それにも拘わらず、文久二年に出された差し止めの触が次第に馴れ合いの様相を呈すようになり、城下の檜物師・曲師たちや菓子屋たちには徹底されていなかった。

これらは山奉行へと伝えられ、一月二〇日には領内および黒石に至るまで再度触れ廻すよう、藩の上層部へと上申されることとなった。⁽⁵⁸⁾そして、一月三〇日にはこのことが町触として城下へと触れ出された。⁽⁵⁹⁾

ここまで見てみると、山方の役人たちは常に「諸木取続」や、そのための「山配」を気にしており、ヒバやスギなどの有用な山林資源を枯渇させず、かつ持続的な利用が可能となるように絶えず目を配っていたことが分かる。

先述した通り、この時期の藩が領内山林に対して成し遂げるべき大きな課題は、天保飢饉を経た後の領内山林資源の回復であり、そのための植林も山方によって実施されていた。

しかし、当時山方は植林に必要な苗への支払い代は勿論、筆や墨を購入する金銭の工面にさえ苦勞している状況にあった。⁽⁶⁰⁾そのため、植林に掛かる諸経費を抑えるためにも、ヒバ材を使用する檜物師・曲師たちや、少量の菓子にもキリヤスギの柁目材を使用する菓子屋たちは、山方の役人たちにとってより一層取り締まりの対象になったのだろう。

ところが今回の差し止めに対して、檜物師たちからも再び願い出が出されることになる。

(二) 山方と檜物師たちの間での決着

一月三〇日に出された山方による再度の触に対して、翌年正月に檜物師たちから町名主へ願い出が出された。以下に示すのは、町名主へ宛てて出された檜物師たちの願書である。⁽⁶¹⁾

〔史料六〕

乍恐以口上書書付申上候、私共儀前々檜物師職ニ而大勢之家内養育仕来候段、御国恩之程冥加至極難有仕合奉存候、然此度改而菓子箱并檜ニ而曲物出来候儀御差留被仰付候共恐入奉畏候得共、去ル安政三辰年杉材計ニ而ハ一切売捌不申、却而他領曲物多入込私共渡世筋難洪打重リ、細工品之内飯輪羽・水囊之輪・柄杓・搔器右四品檜細工御免被仰付被下置度奉願候処、御洩口之表左ニ奉申上候、

一 檜物師共一昨年々檜細工差留申付候処、飯輪羽・水囊輪・杓杓・搔器四品之儀杉細工ニ而ハ一向相捌不申、其上檜細工物秋田表多入込三相成檜物共日用渡世方ニ相迫リ候間、右四品檜細工被仰付度旨、随而赤根沢御室末末寸甫御払之義共申出、曲師共難洪之趣相聞得候間、願之通檜細工御免之上御室末末寸甫出合丈杓取御払被仰付候、(中略)左候ハ、木品御払申上者御締向急度相守、決而隠木等相用不申候様、万一心得違之もの於有之者、曲師共一同之越度ニ可被仰付候間兼而差心得候様、尤山役人折々不時見聞方申付候様ニ寄、臨時家杖同様之詮義等申付候間、此旨可被申付候間、右之通被仰付難有仕合奉存候間、御室末末木御払受之上御締向急度相守、昨年も末木御払受旧臘押詰迄ニ漸取賦リ、于今其俣持合之者共計ニ而先々奉申上候

通、私共細工年中聊之分商売に而前書之通以御憐愍是迄之通日用相統罷有候体裁ニ御座候処、此度改而又々御差留被仰付候而者、右四品之儀ハ実ニ杉材ニ而出来不申、其上無地望人も無御座、大勢之家内渴命ニ及候儀眼前如何ニ茂歎ケ敷次第奉存候、随而御場合柄奉願候儀重々恐多奉存候得共、当節米価者勿論、諸物価案外高直、其外御町普請出錢追々出嵩ニ相成日用差迫り、何共難渋之程可奉申上聊茂無御座、日夜心痛之外他事無御座候間、右四品是迄之通り末木御払之上商売仕候様、(中略)乍恐別条段々之始末与得御愍察被下置度、何卒格段之以御憐愍早速御聞届被仰付被下置度奉願候、乍恐右之趣何分ニ茂宜御沙汰奉仰候、以上、

正月

御町中

惣名主中様

惣檜物師共

前章で既に指摘した通り、安政二年の段階では結局ヒバ材使用の許可が檜物師たちに下りなかった。しかし、「史料六」によれば安政三年にも願いが出されていたようで、このとき檜物師たちは今別の「赤根沢」⁽⁶²⁾から伐り出される「御室末木」から「寸甫」を払い下げてほしいと申し出たという。「御室末木」が何を指すかは判然としないが、「寸甫」とは弘前藩では丸太を六つ割りにして芯をとった小材のことを指すため、恐らく「御室末木」も藩用の小材の一つを指すと考えられる。また、この願いが許されれば、檜物師たちは自分たちで取り締まりを厳重に守り、盗伐した材木は使用しないことを併せて約束している。

この願い自体は、山奉行が「安政三辰年段々願出ニ寄、格段以御沙汰」払い下げられたと述べていることから、檜物師と山方との間では安政三年

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

から慶応三年までの間にヒバ材の使用に関して一度妥協が成立していたのだろう。⁽⁶⁴⁾これにより、昨年もヒバ材の払い下げを受け、年末間際になって漸く城下の檜物師たちにそれらが行き渡っていたという。

しかし、現状はそれら材木を持ち合わせている者たちばかりであり、そのようなかで再びヒバ材の使用を差し止められては家業が成り立たなくなってしまうと檜物師たちは主張した。特に飯輪羽・水囊・柄杓・搔器の四品は、スギ材ではやはり売れず、無地の製品を望む者もいないとしている。加えて、当時は諸物価の高騰、町の普請などもあったため、町の者たちの出費が高んでいる状態にあった。こうした理由から、檜物師・曲師としての家業が成り立つように、前述の四品だけに限ってはこれまで通りヒバの小材を払い下げのうえ、曲げ物の加工・販売ができるように彼らは願ったのであった。

なお、この願い出は町名主、町年寄らを通じて山奉行へと伝えられた。山奉行は願い出のうち、柄杓・飯輪羽の二品のみにはヒバ材使用を認め、残りの二品に関しては使用を差し止めとする旨を二月一七日に藩上層部へと伝えている。⁽⁶⁵⁾

この段階で、城下の檜物師たちと山方との対立に一応の決着がついたと言えるだろう。安政三年以後も、檜物師たちがヒバ材使用の願い出を続けていた点からは、やはり弘前城下では柄杓や輪羽などのヒバ曲げ物が日用品として代々使用され、一定の需要があったと言える。弘前城下の檜物師たちの家業存続のためには、ヒバ材は必須だったのである。

そして、再三にわたる願い出の結果、檜物師たちは漸く藩からヒバの小材の払い下げを受けられるまでになっていた。それにも拘わらず、再びヒバ材の使用がここで差し止められてしまうことは、やはり檜物師たちに

とって生活が脅かされることを意味していた。

しかし一方で、山方の役人たちは幕末期を通じて領内山林資源の回復と、それらの持続的な利用を目指そうとしていた。その方針は、家業の存続のためにヒバ材を使用したい檜物師たちの願い出とは真つ向から衝突する性質のものであり、それゆえ、山方は檜物師たちの願い出を最後まで全面的に許すこともなかったのである。

おわりに

本稿では、幕末の弘前藩において藩の山方と城下の檜物師たちの間で発生した山林をめぐる対立を見てきた。最後に、本稿で明らかになった点について簡単にまとめてみたい。

幕末の弘前藩において、山方が有用な山林資源として捉えていた樹種の一つがヒバであり、山方はそれらを伐り出す山林の差配などを行うことでヒバ材の生産を維持してきた。しかし、幕末期にはそれを実施するにも困難な荒廃状況に陥り、「諸木取続」を志向する藩の山方は、その実現のために曲げ物へのヒバ材使用に制限をかけたのである。

ところが、弘前城下ではヒバ曲げ物の需要があり、曲げ物に最も適している材木はヒバ材のほかにはなかった。このようななかでヒバ材の使用が差し止められることは、檜物師たちの生活の存続に関わる問題であり、それゆえ、彼らは幕末期を通じて何度もヒバ材使用を願いつけたのである。

このことから、弘前藩領においてヒバが藩の御用材としてだけでなく、地域を代表する樹種として人びとの生活にも根付いていたと言えるだろう。山方は、領内山林資源の維持を実現するにあたっては領民たちの利

用にも目を向け、伐採を禁じるなどの方策を状況に応じて立てていかなければならなかったのである。

近代に入ってもなお、ヒバをはじめとする山林資源が旧弘前藩領内において豊富に残っていた理由は、脇野氏が言う運材技術の限界という面だけではなく、領民による山林利用と、それに対して山方がとった方策も影響していたのではないだろうか。

今回は紙幅の都合上、一つの事例しか扱うことができなかったが、当該地域の山林と藩、および領民との関係についてより多くの事例を分析・検討し、弘前藩領内において山林資源が維持されてきた所以に対して今後答えを出していくことが、筆者に与えられた課題である。

註

- (1) 西川栄明「種類・特徴から材質・用途までわかる 樹木と木材の図鑑―日本の有用種一〇二」(創元社、二〇一六年)、一六〇―一六一頁参照。
- (2) 浅野源吾「津軽藩史」(東北振興会編『東北産業経済史』第五卷、東北振興会、一九三七年)。
- (3) 松木侃「津軽の檜(楡)」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』第二卷、東京大学出版会、一九六〇年)。
- (4) 西川善介「林業経済史論(五)―領主的林業地帯―」(『林業経済』一四(二)、林業経済研究所、一九六一年)。
- (5) 脇野博 a「日本林業技術史の研究」(清文堂、二〇〇六年)、b「北方の森林資源と林業」(河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第二卷、清文堂、二〇〇八年)。
- (6) このことを指摘した研究に、浪川健治「『難儀』と『御救』―弘前藩領にみる一八世紀前半の地域変容―」(浪川健治、デビッド・ハウエル、河西英通編『周辺史から全体史へ―地域と文化―』、清文堂、二〇〇九年)、拙稿「弘前藩領における水源涵養林『田山』の利用と実態」(『学習院史学』第五四号、二〇一六年)など。

どがある。

(7) 「元治元年八月改 弘前町中人別戸数語工諸家業総括牒 全」(弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵)を参照。

(8) 東奥日報社編『青森県百科事典』(東奥日報社、一九八一年)、九七〇頁参照。

(9) 弘前藩をはじめとする北奥地域や蝦夷地で史料上表記される「檜」は、植生分布上ほとんどが「ヒバ」を指す。その理由は「ヒノキ」の一般的な植栽上の限界が東北南部(福島県以南)であるからである。また、弘前藩政史料上で移入樹種として「ヒノキ」が見られるが、それは「上方檜」と表記されるため、本稿でも史料上「檜」と表記されるものは「ヒバ」と統一している(黒瀧秀久『弘前藩における山林制度と木材流通構造』、北方新社、二〇〇五年、二五頁参照)。

(10) 長谷川成一「近世後期の白神山地・山林統制と天明飢饉を中心に」(『白神研究』三、二〇〇六年)などを参照。

(11) 「田山館山見継山元帳」(国立公文書館つくば分館所蔵)のうち、木作新田組のものなどを参照。

(12) 渡辺喜作『林野所有権の形成過程の研究…資料四津軽藩林政史』(私家版、一九八二年)、六七頁、前掲註(9)黒瀧氏文獻、一六一―一九頁参照。

(13) 「御国日記」(弘前市立弘前図書館所蔵)、天保四年八月二日条。

(14) 土谷絃子「天保飢饉時における弘前藩における山林利用―天保五年五月『兼平村栗木盗伐証文』を手がかりとして―」(浪川健治、河西英通編『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像―』、岩田書院、二〇〇八年)、三〇七頁。

(15) 「天保十三年壬寅二月日御省略書付留」(農林省編『日本林制史資料 弘前藩』、臨川書店、一九七二年、五九〇―六〇〇頁所収)。

(16) 同前。

(17) 同前。

(18) 「御用留」、嘉永七年二月「覚」。

(19) 林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の概要』(林野共済会、一九五四年)、五八頁、前掲註(5)脇野氏文獻a、二二三・二四三頁参照。いずれも屋根葺用の材木であることなどの理由から、そのまま「榎木舞」と表記される場合もあるが、明治四年八月に作成された「杣取心得書」(弘前市立弘前図書館岩見文庫所

蔵)などの史料においては「榎」と「木舞」は区別して表記されているため、本稿でもそれに倣い区別して記している。

(20) 同前脇野氏文獻a、同頁参照。

(21) 食品の水をさるために用いられる目の細かい篩(ふるい)のことで、曲げ物の底に馬の尾、針金、あるいは竹や布を張っていた(日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典(縮刷版)』第六巻、小学館、一九七四年、「水囊」の項目を参照)。

(22) 「御用留」、嘉永七年二月二十七日「覚」。

(23) 前掲註(13)「御国日記」、嘉永七年三月五日条。

(24) 「御用留」、嘉永七年五月十二日「覚」。

(25) 前掲註(8)『青森県百科事典』、同頁参照。

(26) 農文協編『地域素材活用 生活工芸大百科』(一般社団法人 農山漁村文化協会、二〇一六年)、三三五―三三九頁参照。

(27) 「御用留」、嘉永七年五月「覚」。

(28) 同前、嘉永七年六月八日。

(29) 同前、同年六月一日。

(30) 同前、安政二年二月三日「覚」。

(31) 前掲註(1)文獻、一〇八―一〇九頁、同頁参照。

(32) 同前。

(33) 荒谷由季子「大館曲げわっぱ」について―その起こりと名称の由来について―(「大館郷土博物館研究紀要 火内」第七号、二〇〇六年)、六三頁。

(34) 「嘉永四年改分限元帳」第九(弘前市立弘前図書館所蔵)参照。

(35) 同前。

(36) 前掲註(8)『青森県百科事典』、同頁参照。

(37) 現青森県東津軽郡平内町の夏泊半島に位置する村のことか(虎尾俊哉編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』、平凡社、一九八二年、二八七頁参照)。

(38) 「御用留」、安政二年三月、高田喜内宛て「覚」。

(39) 同前、同年月、葛原伊惣助宛て「覚」。

(40) 前掲註(34)「分限元帳」参照。

(41) 同前。

ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち

- (42) 「御用留」、安政二年三月、工藤左吉郎他二名宛て「覚」。
- (43) 同前、同年三月一七日。
- (44) 同前、同年月、高田喜内宛て「覚」。
- (45) 同前、同年四月一五日「覚」。
- (46) 前掲註(9)黒瀧氏文献、八〇頁、前掲註(5)脇野氏b文献、二四一頁などを参照。
- (47) 「文政四年以後 永代要用集」の文久二年の項目(前掲註(15))『日本林制史資料 弘前藩』、六五一〜六五三頁所収)に、当年より木舞を取るための「山配」年数を一〇年から七年に減らすと山方吟味役が述べている箇所がある。山方吟味役はその理由を、天保飢饉以来、領内の山林が今に至っても復興しておらず、「拾ヶ年廻伐」のままでは立ち行かないためであるとしている。弘前藩において「廻伐」は輪伐のことを指しており(長谷川成一「世界遺産白神山地における森林資源の歴史的活用…流木山を中心に」、『弘前大学大学院地域社会研究科年報』七、二〇一〇年)、一八五頁参照)、このことを踏まえると、「山配」が輪伐を行うに当たっての山林の差配という意味であると考ええる。
- (48) 「御用留」、安政二年六月、小山才八宛て「覚」。
- (49) 同前、同年月「覚」。
- (50) 同前、同年一月「覚」。
- (51) 同前、同年一月一八日。
- (52) 同前、文久二年一月「覚」。
- (53) スギヤヒノキなどの薄い木片の一端に硫黄を塗り付けたもので、火を着火し

たり移したりする際に使用される(前掲註(21))『日本国語大辞典(縮刷版)』第七卷、「附木」の項目を参照。

- (54) 「御用留」、文久二年一月一八日「覚」。
- (55) 前掲註(15)『日本林制史資料 弘前藩』、六六七頁所収。
- (56) 同前。
- (57) 「御用留」、慶応三年二月「覚」。
- (58) 同前、同年同月二〇日。
- (59) 前掲註(55)に同じ。
- (60) 前掲註(47)掲載「永代要用集」の文久二年の項目を参照。
- (61) 「御用留」、慶応四年正月。
- (62) 現青森県東津軽郡今別町砂ヶ森に位置する山沢と考えられる(津軽山沢絵図「弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵」、前掲註(37))『日本歴史地名大系二 青森県の地名』、三〇六頁を参照)。
- (63) 前掲註(5)脇野氏a文献、三一〇頁。
- (64) 「御用留」、慶応四年二月一七日。
- (65) 同前。

〔付記〕

史料の閲覧に当たって、弘前市立弘前図書館の皆さまには大変お世話になりました。末筆ながら、記して御礼申し上げます。